

図 6-1-1 造成地盤高設定

河川の流域面積を保持するため、工学系地区の大半（キャンパス・コモン以外）は北側の大原川水系の4号調整池流域となる。従って、雨水排水は北側の幹線道路を通り調整池へ放流される。すなわち、造成地盤高は造成前の地形と同様に南高北低となる。

また、東西方向については、幹線道路の縦断計画により西高東低となる。

(1) 道路との関係

幹線道路は東から西に上り勾配であり、44 mの地点を境に東側は4%、西側は2.5%である。工学系地区研究教育棟北側では、標高38 mから53 mにかけて約15 mの高低差がある。

道路と研究教育棟との間の距離が短いこと及び、敷地の有効活用の視点から、研究教育棟及び研究教育棟隣接実験施設の造成地盤高は道路の高さを考慮して設定する。

(2) 建築との関係

マスタープランより、ウエストゾーンの研究教育棟は一連の建物となる。水平方向の連携のため、低層部（接地レベル）の階高により東西方向の高低差を設定する。

また、南北方向の造成地盤高についても階高により高低差を設定する。

(3) 造成地盤高の設定

研究教育棟および研究教育棟隣接実験施設エリアにおいては、建築計画において低層部の階高を5 mと設定しているため、造成地盤高も5 mピッチで設定する。幹線道路、キャンパス・コモン、雨水排水等、高さを決める上で重要な要素を考慮して、造成地盤高を設定する。

共同利用施設エリアは将来の拡張に配慮して、一次造成では2つの敷地になっていたものを一体とする。

ウエストゾーン・西地区施設エリアにおいては、一次造成通りとする。



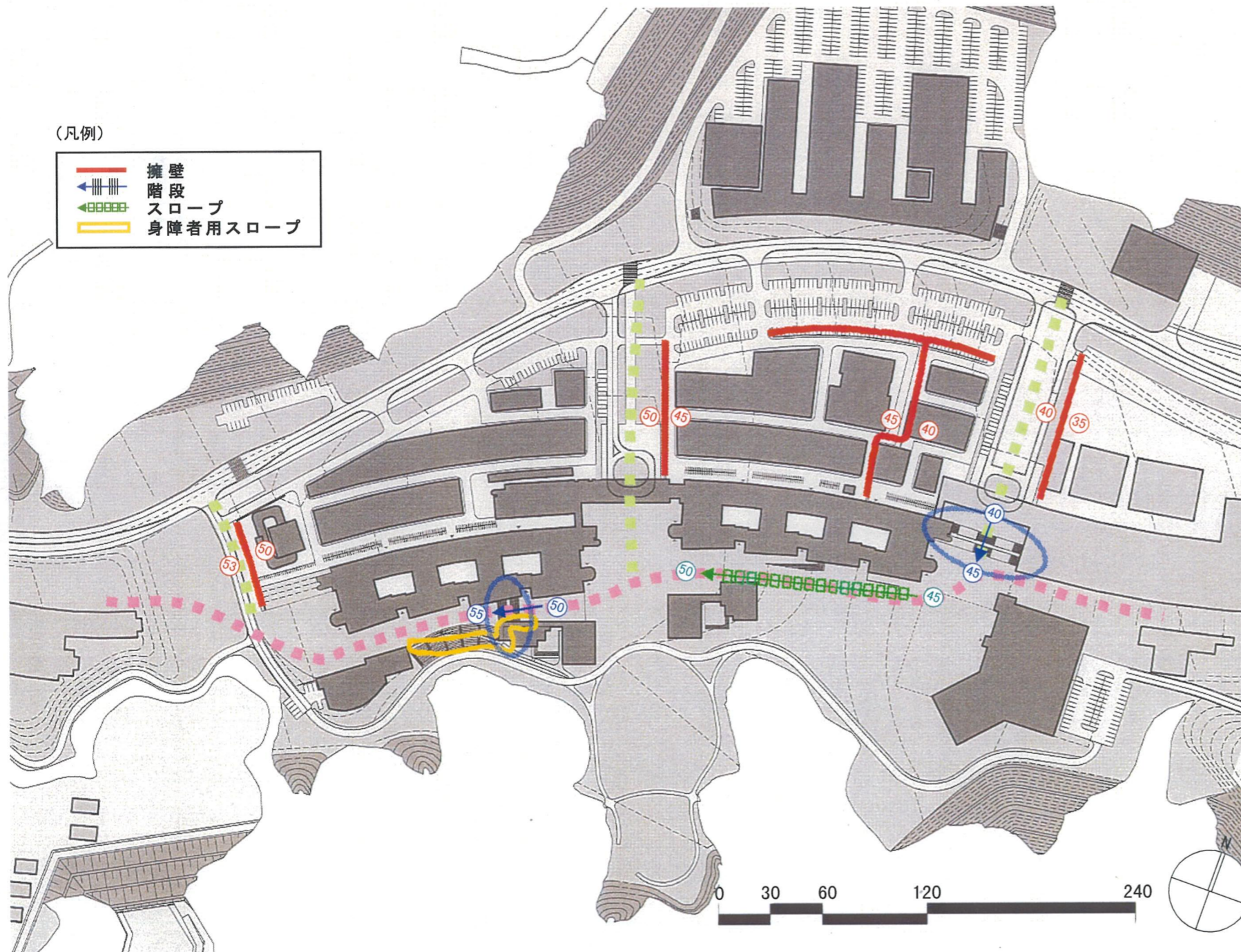


図 6-2-1 高低差処理

高低差の処理は、原則としてスロープ(斜面)とする。なお、敷地の有効活用や機能上必要な場合においては、階段または擁壁により高低差の処理を行う。

歩行者動線上の段差の処理は福岡市福祉のまちづくり条例に準拠し、原則として、勾配1/25以下のスロープとする。ただし、やむを得ない場合には、階段とする。

歩行者の主動線であるキャンパス・モールにおいて、階段で高低差を処理する場合には、階段に付随してスロープを配置する。

なお、補助的な動線として、キャンパス・モールに接する建物内の、機械的な縦動線(エレベータ、エスカレータなど)を利用する。